

福祉交通検討部会の進め方（案）

1. 検討部会設置の背景

車を運転しない、又はできない高齢者の増加や自家用車などの移動手段がない人達や、近くに路線バスのバス停がないなどの移動に関する課題に対して、現行のコミュニティワゴンなどの交通システムでは全てに対応することは難しいことから、乗り合い交通の検討と並行的に地域特性を考慮した、福祉的な交通の検討が必要になってきた。また、議会で福祉有償運送の積極的活用を求める陳情採択を受け、地域公共交通会議に福祉交通検討部会を設置するに至った。

2. 福祉交通検討部会の進め方

（1）定義

①目 的：外出支援のための移動手段の確保・支援

②対象者：主に移動制約者を対象とする。移動制約者とは、公共交通機関等を利用することにおいて何らかの制約がある人をいう。（例：高齢者・しょうがいしゃ等の一部、病気の人、けがをした人、妊産婦、幼児連れの人、経済的困難者など）

③部会の任務

福祉的な交通手段の考え方、方向性を調査・研究・検討し、その結果を地域公共交通会議へ報告すること。

④調査・研究・検討期間

平成28年秋頃を目途に、部会でまとめ交通会議へ報告を行うまで

（2）調査・研究・検討テーマ

テーマ毎に交通システムに関する先進事例等を調査・研究し、実施・活用する上での課題抽出及び整理を行う。

①対象者別に検討

- ・高齢者
- ・しょうがいしゃ
- ・その他の移動制約者

②外出目的別の検討

- ・通院（緊急性があるかないか）など
- ・仕事や買い物など
- ・趣味・習い事など

③交通システム別の検討

○道路運送法の適用

- ア) デマンド型タクシー（乗合）
- イ) 福祉タクシー、福祉有償運送の活用

○道路運送法の適用外（基本的に運賃無料）

ア）福祉バス（小型バス、ワゴン）

イ）地域・地元（自治会等）発意による乗り合い交通（ワゴン、乗用車）

（３）報告

福祉交通検討部会で福祉的な交通についてまとめたものについて、利用者等、市民から意見等を伺い、整理したものを交通会議に報告する。